

令和5年12月9日

保険薬局 各位

社団法人 香川県薬剤師会  
高松赤十字病院 病院長

## 「院外処方箋における疑義照会簡略化プロトコル」 の運用開始について

平素より当院の院外処方箋を応需いただき、ありがとうございます。  
高松赤十字病院では、適正な薬物療法のために病薬連携を図っているところです。

このたび、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬学的ケアの充実および処方医や保険薬局の負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会簡略化プロトコル」について香川県薬剤師会と合意書を締結し、令和5年12月9日より運用を開始いたします。

本プロトコルの内容は、香川県薬剤師会と協議をおこない決定したものです。

香川県薬剤師会との合意書締結により、すべての会員薬局において本プロトコルが適用されることとなります。

詳細は別途資料をご確認いただき、内容に疑義がある場合は下記へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

高松赤十字病院 薬剤部  
TEL：087-831-7101（代）  
薬剤部 DI 担当：内線 1031